

2010年4月12日

消費者庁 企画課 御中

特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事・事務局長 磯 辺 浩 一
千代田区六番町15 プラザエフ6階
TEL 03-5216-6077

「集団的消費者被害救済制度について」の意見

集団的消費者被害救済制度の創設が必要です

消費者機構日本は、2004年に設立され、2007年の消費者団体訴訟制度施行に当り、内閣総理大臣から適格消費者団体の第1号として認定を受け活動しています。設立以来、大手英会話学校、予備校、不動産会社、通信会社などの事業者に、既に57件の申入れ等を行ない、内30件が是正され、年換算で1億円を超える被害防止効果を実現しています。

消費者機構日本は、この活動を進める中で、消費者被害の抜本的な解決の為に、差止請求だけでは限界があるとの認識を強めています。差止請求により、将来に向かって被害の未然防止・拡大防止を行なうことに加え、既に発生した少額多数の消費者被害の救済を行なう為に、新たな集団的消費者被害救済制度の創設が是非とも必要であると考えます。

消費者団体が積極的に参加できる複数の制度の創設をもとめます

消費者被害の実態は多様であり、様々な被害類型に対応し被害の救済と再発防止を行なうには、単一の制度では不十分で、複数の制度を組み合わせた総合的な対応が必要です。

被害者や消費者団体等が訴訟当事者となって消費者被害救済を実現する集合訴訟の諸制度と、行政庁が加害者の財産の隠匿や散逸を防ぐ保全や不当収益のはく奪等を行ない、消費者被害救済と被害拡大防止等を進める諸制度の、創設を求めます。

これらの制度の創設にあたっては、行政庁が果たすべき役割の強化は勿論必要ですが、行政機能の強化の視点だけでは、真に有効な制度の創設はできません。

消費者基本法では第2条1項に、「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。」と明記されています。この消費者の自立支援の視点で、消費者と消費者団体が積極的に参加し役割発揮できる制度の創設が必要です。

とりわけ、既に消費者団体訴訟制度により差止請求権を持つ適格消費者団体が、消費者全体の利益を守る存在として、役割を発揮できる制度を求めます。

オプトアウト型と二段階型を併用した集合訴訟制度の早期の創設を求めます

オプトアウト型は、被害原因が共通で、被害金額が一定の基準で算定できて被害総額が特定しやすく、被害者の特定も容易な場合に、適合的な制度です。ただ、事前の告知・公告が不可欠な事が制度運用の大きな障害となります。対象となる被害金額を少額に限定することにより、告知・公告の簡素化が図れるよう検討を求めます。

二段階型の訴訟制度は、被害原因は共通しているが、被害状況に個別性があり、被害内容や金額に個人差がある事案に適合的と考えられます。事前の告知・公告の必要がなく、オプトアウト型よりも高額な被害金額に対応できます。

この2つの集合訴訟制度を組合せ、その何れの制度においても、適格消費者団体が訴訟当事者として役割発揮できる制度の早期の創設を求めます。

これらの制度は、いずれもこれまでの我が国の法制度にないものであり、創設にあたっては既存の法制度との調整が必要になります。その際には、既存の法制度との論理的整合性の追求に止まらず、消費者被害の拡大防止と救済にどう抜本的な対策をとるかという実態的な判断を基本に、政策的決断に基づく制度化を進める事が必要です。

適格消費者団体に対する行政の支援の具体化を求めます

新たに策定された消費者基本計画では、適格消費者団体への支援について、「適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行ない、必要な措置を講じます。」と明記されました。

集団的消費者被害救済制度の検討にあっても、適格消費者団体が消費者の集団的利益を擁護する存在として、集合訴訟制度を担う当事者の役割を持続的に発揮していけるよう、実務体制や財政能力の強化の為に、行政の積極的な支援を、早急に組み立てていただくことを求めます。

また、集合訴訟制度の設計に当たっては、訴訟費用等の公的な援助の仕組みや、制度活用に必要な運営コストを原告となる適格消費者団体が回収できる仕組み等を、組み込む事を求めます。

以上